

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年6月14日

岩手県知事 達増 拓也

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和5年住宅・土地統計調査 用品仕分・梱包及び運送業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約日から令和5年8月7日まで
- (4) 履行場所 受注者が確保する保管場所
- (5) 入札方法

(1)の件名で総価により入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条の規定による国土交通大臣の営業許可を有する者であること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間において、岩手県から県営建設工事、建設関連業務、庁舎等管理業務、物品購入等及び一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置又は入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、

措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

岩手県公式ホームページの入札・コンペ・公募情報により行う。

(<https://www.pref.iwate.kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>)

(問い合わせ先)

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 岩手県庁舎 11 階

ふるさと振興部調査統計課生活統計担当 電話 019-629-5302

- (2) 入札及び開札の日時及び場所等

令和 5 年 6 月 30 日 (金) 午前 10 時 30 分

岩手県庁舎 8 階 建築住宅課入札室

(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

### 4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、岩手県が定める競争入札参加資格者名簿（入札書の提出の日において有効なものに限る。）に登載されているとき又はこの一般競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和 5 年 6 月 26 日 (月) 午後 5 時までに 3 (1) の場所に提出しなければならない。

また、入札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加

(3) により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。